

給与に係る住民税(市・都民税)は特別徴収されます

住民税の特別徴収とは、

毎月の給与から住民税を給与天引き(特別徴収)し、会社等を介して納税していた

だく制度で、納め忘れたがな

く、納税のために金融機関等に行く手間が省けるなど、たいへん便利な制度で

す。※地方税法第321条

の3及び福生市税賦課徴收条例第40条などの規定によ

り、住民税も給与天引き(特別徴収)となります。

◆次の場合、法令に基づき主たる給与に合算して特別徴収されます

●2箇所以上から給与所得がある場合

●給与、年金以外の所得がある場合

●65歳未満で年金所得がある場合

●給与、年金に係る住民税は特別徴収されます。

問合せ課税課市民税係 551-1610

ご注意ください!

平成22年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納期は、すでに過ぎています。督促状発布日から10日を経過した日までに完納されない場合、

納め忘れに

ご注意ください!

## 福生から義援金を! がんばれ日本!「自由広場フリーマーケット」を開催

今年度から、ガレージセールがフリーマーケットに名称変更します。実行委員会の自立した運営のため、出店料が有料となります。皆さんのご理解をお願いします。

日時 6月19日(日)午前9時30分~午後2時(雨天中止)

場所 自由広場(JR東福生駅近く、保健センター横の広場)

出店条件 市内在住の方※営業目的の方は参加できません。また、同一世帯での申込みは1通までです。

出店料 1,000円(ただし、今回のフリーマーケットでは、出店料を大震災の義援金とさせていただきます。)

募集店舗数 80店

申込み 往復はがきに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、フリーマーケット出店希望と明記し、4月30日(土)(当日消印有効)までに〒197-8501福生市本町5 福生市役所シティセールス推進課産業活性化グループへ。

※定員を超えた場合は抽選で決定し、6月3日(金)までに出店の可否をお知らせします。

問合せ 実行委員会事務局(シティセールス推進課産業活性化グループ) 551-1699

資金種別	限度額	返済期間
運転資金	1,000万円	84か月以内
設備資金	1,200万円	120か月以内
開業資金	1,000万円	84か月以内

利率及び利子補給	中小企業振興資金融資実質年0.625% 【年1.775%(本人0.625%・市補給分1.15%)】 小口零細企業資金融資実質年0.425% 【年1.575%(本人0.425%・市補給分1.15%)】
保証料の負担軽減	東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証を得た申込者の負担を軽減するため、その支払った保証料の額の1/2を限度として補助します。

7へ。 センター福生 552-5022	社会福祉協議会・成年後見 申込み 4月18日(月)から 曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に 対象 高齢者・障害者やその 定員 先着3人(予約制) 家族など 談料は無料	ひとりで悩まず、まず相談 を「成年後見制度相談」 成年後見制度を利用したいときなどに、司法書士が 相談に応じます。
---------------------------	--	--

## 4月24日(日)は福生市議会議員選挙の投票日です

投票日 4月24日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票場所 市内各投票所

投票できる人 ▼日本国民で、年齢満20歳以上の人(平成3年4月25日以前に生まれた人)▼平成23年1月16日までに転入届出をし、福生市内に引き続き居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている人

※ただし、福生市の選挙人名簿に登録されていても、福生市外へ転出した人は投票できません。

期日前投票(投票日当日、投票所に行けない人)

投票期間 4月18日(月)～23日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所第二棟1階(郵便局側入口付近)

投票に必要なもの 入場整理券か、本人の確認ができるもの

※期日前投票には、当日お渡しする宣誓書への記入が必要です。

【市内で転居した人】3月10日以降に市内転居の届出をされた人は、転居前の投票所で投票してください。

【選挙公報の発行】候補者の政見や経歴を掲載した選挙公報を4月23日(土)までに各世帯に配布します。

※詳細については、3月15日発行の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

問合せ 選挙管理委員会事務局 551-1802



5月の無料相談				
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	13日(金)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広聴係へ。
登記相談	12日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
法律相談	6日(金)・11日(水) 18日(水)・25日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 03-5320-7733へ。
税務相談	26日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広聴係へ。
少年相談	20日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター 042-679-1082へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 551-1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応接館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関するご相談。 539-2555
消費者相談	毎週月～木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ 551-1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 552-5027
金融相談	12日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 551-2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談、(551-1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談・苦情相談、権利擁護相談(552-5027 福祉センター)、教育相談(直通 551-7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

防災無線の放送内容が電話で確認できます【専用電話番号】 539-2061または 539-206